

医療機関へのお願い

高石市の保育所(園)・認定こども園・松の実園では、学校保健安全法施行規則第18条の感染症にかかった後に登園する場合、同法施行規則第 19 条(出席停止の期間の基準)に基づき、下記意見書を提出するよう指導しておりますので、よろしくお願ひいたします。(なお、高石市医師会にご協力を依頼しております。)

学校感染症等に係る登園に関する意見書

園

クラス名		氏名	
------	--	----	--

◇下記の疾患に罹患したため、学校保健安全法施行規則にもとづき療養を指示していましたが、感染のおそれがかわめて少なくなったので、 年 月 日以降の登園が可能であると判断しました。

第2種感染症

- 麻疹 [解熱後3日経過] 風しん [発疹消失] 水痘 [すべての発疹の痂皮化]
- 咽頭結膜熱(プール熱) [主要症状消褪後 2 日経過]
- 流行性耳下腺炎 [耳下腺、顎下腺 または 舌下腺の腫脹が発現したあと 5 日経過し かつ 全身状態が良好]
- 百日咳 [特有の咳が消失 または 5 日間の適正な抗菌性物質製剤療法が終了]
- 結核 [感染のおそれなし] 髄膜炎菌性髄膜炎 [感染のおそれなし]

第3種感染症

- 流行性角結膜炎 [結膜炎の症状が消失し、感染のおそれなし]
- 急性出血性結膜炎 [感染のおそれなし]
- 腸管出血性大腸菌感染症 [便の細菌培養において 2 回陰性が確認されたものとするのが一般的である]
- コレラ [感染のおそれなし] 細菌性赤痢 [感染のおそれなし]
- 腸チフス [感染のおそれなし] パラチフス [感染のおそれなし]

第3種その他の感染症 【①～④は、出席停止により感染症拡大防止効果があるもの】

- ①A 群溶血性連鎖球菌咽頭炎(溶連菌感染症) [感受性のある抗生物質投与後24時間以上経過]
- ②アデノウイルス感染症 [感染のおそれなし]
- ③感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス・アデノウイルスなどによるもの) [嘔吐、下痢の症状が治まり、普段の食事ができるまで]
- ④急性細気管支炎(主としてRS ウイルス感染によると考えられるもの) [感染のおそれなし]

その他、個人の療養効果を重視した感染症

- マイコプラズマ感染症/異型肺炎 単純ヘルペス歯肉口内炎 帯状疱疹 その他の意見()

◇いまだ病名の確定には至っていませんが、下記のような病状から「感染のおそれなし」と判断できず、現時点での登園は不適切であると判断します。

血液・粘液を含む便 この24時間以内に複数回の嘔吐 原因不明の発しん 口内痛・口内炎
 がんこな咳漱 唾液腺の腫大

◇その他の意見:

年 月 日

医療機関名:

診察医師名:

※ 意見書の料金が必要な場合は、保護者負担です。